

事業再評価調書

| | | | |
|--------------------|---------------------------|--|-----------|
| 事業名 | | 城北川改修事業 | |
| 担当 | | 建設局 下水道河川部 河川課 (連絡先TEL : 6615-6838) | |
| 1 再評価理由 | | 国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のもの (国庫補助事業であったが平成22年度より交付金化) | |
| 2 事業概要 | ①所在地 | 都島区毛馬町地先～城東区今福南地先 | |
| | ②事業目的 | 大阪市東部を含む寝屋川流域の急激な都市化の進展に伴って増大する流域量に対応するため、大阪府の寝屋川流域総合治水対策の一環として、城北川を寝屋川の洪水の一部を分流させる分水路として整備し、治水機能の向上を図るものである。また、こうした治水対策に併せて都市部の貴重な水辺空間を活かした川沿いの遊歩道整備などの環境整備も実施する。 | |
| 3 事業の必要性の視点 | ③事業内容 | <p>河川改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長 5.6km ・幅員 40m ・整備内容 護岸工 : 10,286m 築堤工 : 7,151m (親水整備 : 7,151mを含む) 浚渫工 : 4,130m 橋梁工 : 13橋 水門工 : 1基 <p>※これらは『当面の治水目標』達成に必要な事業であり、本内容実施により当面目指すレベルの整備が完了。 なお、『当面の治水目標』達成に必要な事業完了後は、当面の間(約30年程度)治水事業実施予定は無し。</p> | |
| | ①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化 | 大阪府により「今後の治水対策の進め方(H22.6)」が示され、地域住民が対策の効果を実感できるように、今後20～30年程度で目指すべき『当面の治水目標』が設定された。 その『当面の治水目標』達成に必要な事業については、「新森小路橋」の架け替え及び南董橋までの河床掘削であり、いずれも平成27年度に完成予定である。なお、これら『当面の治水目標』達成に必要な事業完了後は、当面の間(約30年程度)治水事業実施予定はなし。 | |
| 3 事業の必要性の視点 | ②定量的効果の具体的な内容 | <p>[効果項目] 本事業は、府の寝屋川流域総合治水対策の一環として取り組んでいる事業であり、本事業だけで費用便益を算出することは難しく、寝屋川流域総合治水対策全体で事業効果を分析していく必要性がある。そのため、寝屋川流域総合治水対策の費用便益分析の結果を本事業の費用便益分析の参考として示す。</p> <p>[受益者] 地域経済、地域社会</p> | |
| | ③費用便益分析 | <p>[算出方法] 「治水経済調査マニュアル（案）：国土交通省」に示された手法に準じて実施</p> <p>[分析結果] $B/C=6.59$ (総便益B=85,018億円、総費用C=12,893億円※) ただし、寝屋川流域総合治水対策の費用便益比である。※城北川の親水整備にかかる約6億円を含む。</p> | |
| 3 事業の必要性の視点 | ④定性的効果の具体的な内容 | <p>[効果項目] 本事業の主な目的である洪水等による災害の発生の防止又は軽減を図ることができる。また、併せて実施している環境整備により、周辺地域における親水性向上にも寄与している。</p> <p>[受益者] 地域経済・地域社会</p> | |
| | ⑤事業の必要性の評価 | 城北川改修事業は、寝屋川流域総合治水対策の一環として取り組んでおり、流域住民の安全と財産を守るための非常に重要な事業であり、必要性は依然として高い。 | 評価 A～C |

| | 事業開始時点 (昭和61年10月) | 前回評価時点 (平成20年3月) | 今回評価時点 (平成25年3月) |
|----------------------|--|---|---|
| ①経過及び完了予定 | 昭和60年度：事業採択 昭和61年度：事業着手 平成12年度：大川口水門完成予定 平成17年度：護岸工事完成予定 平成33年度：改修事業完成予定 | 昭和60年度：事業採択 昭和61年度：事業着手 昭和62年度：「ふるさとの川モデル河川」指定 平成12年度：大川口水門完成 平成33年度：改修事業完成予定 | 昭和60年度：事業採択 昭和61年度：事業着手 昭和62年度：「ふるさとの川モデル河川」指定 平成12年度：大川口水門完成 平成27年度：『当面の治水目標』達成に必要な事業について完成予定 |
| ②事業規模 | 護岸工：11,200m 築堤工：11,200m 浚渫工：5,600m 橋梁工：25橋 水門工：1基 | 護岸工：11,200m 築堤工：11,200m 浚渫工：5,600m 橋梁工：25橋 水門工：1基 | 護岸工：10,286m 築堤工：7,151m 浚渫工：4,130m 橋梁工：13橋 水門工：1基 ※『当面の治水目標』達成に必要な事業 |
| 4 事業の実現見通しの視点 | うち完了分 — | 護岸工：10,220m 築堤工：6,690m 浚渫工：2,610m 橋梁工：11橋 水門工：1基 | 護岸工：10,286m 築堤工：7,151m 浚渫工：3,830m 橋梁工：12橋 水門工：1基 |
| | 進捗率 — | 護岸工：91% 築堤工：60% 浚渫工：47% 橋梁工：44% 水門工：100% | 護岸工：100% (92%) 築堤工：100% (64%) 浚渫工：93% (68%) 橋梁工：92% (48%) 水門工：100% (100%) ※()は前回評価時の事業規模に対する進捗 |
| ③総事業費 | 540億円 | 540億円 | 472億円 (540億円) ※()は前回評価時の総事業費 |
| うち既投資額 | — | 457億円 | 467億円 |
| 進捗率 | — | 84.6% | 98.9% (86.5%) ※()は前回評価時の総事業費に対する進捗 |
| ④事業内容の変更状況とその要因 | 大阪府により「今後の治水対策の進め方(H22.6)」が示され、地域住民が対策の効果を実感できるように、今後20~30年程度で目指すべき『当面の治水目標』が設定された。その『当面の治水目標』達成に必要な事業については、「新森小路橋」の架け替え及び南董橋までの河床掘削との結果となり、いずれも平成27年度に完成予定であり、当面の間(約30年程度)治水事業実施予定はなし。 | | |
| ⑤未着工あるいは事業が長期化している理由 | 事業延長が長いことや阪神高速による施工制限及び橋梁架替時の交通影響等 | | |
| ⑥コスト縮減や代替案立案の可能性 | 『当面の治水目標』達成に必要な事業が、平成27年度に完成予定である。 | | |
| ⑦事業の実現見通しの評価 | 事業費確保に努め、『当面の治水目標』達成に必要な事業について、平成27年度での完成を実現する。 | | 評価A |
| 5 事業の優先度の視点の評価 | [重点化の考え方][事業が遅れることによる影響] 『当面の治水目標』達成に必要な事業が、平成27年度に完成予定であることから、重点的に事業を進めていく。 | | 評価A |
| 6 特記事項 | 『当面の治水目標』達成に必要な事業については、平成27年度に完成予定であり、当面の間(約30年程度)治水事業実施予定はなし。 | | |
| 7 対応方針(原案) | 「事業継続(評価A)」 城北川改修事業は、寝屋川流域総合治水対策の一環として取り組んでおり、流域住民の安全と財産を守るために非常に重要な事業であり、必要性は依然として高い。また大阪府により設定された『当面の治水目標』に対し、達成に必要な事業が平成27年度に完成予定であることから、重点的に事業を進めていく。 なお、『当面の治水目標』レベル整備完了後は、当面の間(約30年程度)治水事業実施予定はなし。 | | 評価A |